



米の需給及び価格の安定に向けた
斑点米カメムシ類臨時特例対策

水稻の品質低下や減収を招く 斑点米カメムシ類に対する 追加防除を支援します。



今般の米価高騰を受け、米の安定供給に対して国民の関心が非常に高まっている中、米の需給及び価格の安定を図るため、主食用米を対象として、臨時的かつ特例的に斑点米カメムシ類に対する追加防除を支援します。



対象者（事業実施主体）

- ◆市町村
- ◆農業協同組合
- ◆農業共済組合
- ◆地域農業再生協議会
- ◆農業者が組織する団体（集落営農組織、大規模営農法人）等



支援内容

- ◆令和7年8月7日～令和7年10月31日までに、事業実施主体が行う地域一斉の追加防除に対し、**必要な農薬の購入費、サービス事業体等に防除を依頼する際の委託費**を支援します。



補助額

国費1,000円/10a（定額）

- ◆注：同一ほ場において複数回追加防除を行った場合においても、2回目以降の面積は追加面積に含めません。





事業要件

農林水産省が示した要件について、本県の考え方を整理しました。以下の要件を満たした地域一斉防除に対して支援します。

- ① 斑点米カメムシ類の防除が2回実施済みで、3回目の追加防除を実施するほ場
- ② 当該地域のうち、1割以上のほ場（例.20ha（概ね100筆）の場合、10筆のほ場）で、ほ場当たり 1頭以上の斑点米カメムシ類が確認されたほ場
- ③ 一集落もしくは概ね20ha以上のまとまった面積への一斉防除
- ④ 次期作に向けて斑点米カメムシ類低減のため、残渣のすきこみや畦畔の草刈り等の収穫後の管理に取組むこと



申請方法

【必要書類】 ◆ 事業実施計画書（規約の写し、事業実施体制図及び斑点米カメムシ類の発生状況等の指導結果を含む）
※ 作業日誌、支出の根拠（農薬の購入記録、在庫管理表、防除委託を行った場合は領収書）を残しておくこと。

【申請先】 茨城県農業協同組合中央会

Q1 どの期間に実施した3回目の追加防除が対象か？

A：令和7年8月7日～令和7年10月31日までの追加防除が対象です。

Q3 農業者自らが農薬を購入して実施する追加防除は対象か？

A：対象外です。ただ、個々の農業者が共同防除する場合は対象です。

Q5 申請面積は田本地の面積か、畦畔を含んでも良いか？

A：申請面積は、作付面積（畦畔を含まない本地面積）です。

Q2 購入済みの農薬は助成対象になるか？

A：購入済みの農薬であっても、要件を満たして追加防除で使用する場合は対象です。

Q4 1戸で50ha作付けしている法人がいた場合、申請はできるのか？

A：1戸で申請することはできます。なお、家族経営体は申請できません。

Q6 要件のほ場当たり1頭以上の斑点米カメムシ類は誰が確認するのか？

A：地域の普及センター等による確認が必要です。



お問合せ先



茨城県 農林水産部 農業技術課 TEL：029-301-3894 FAX：029-301-3937
MAIL：nougj3@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県 農林水産部 産地振興課 TEL：029-301-3921 FAX：029-301-3939
MAIL：sansin2@pref.ibaraki.lg.jp